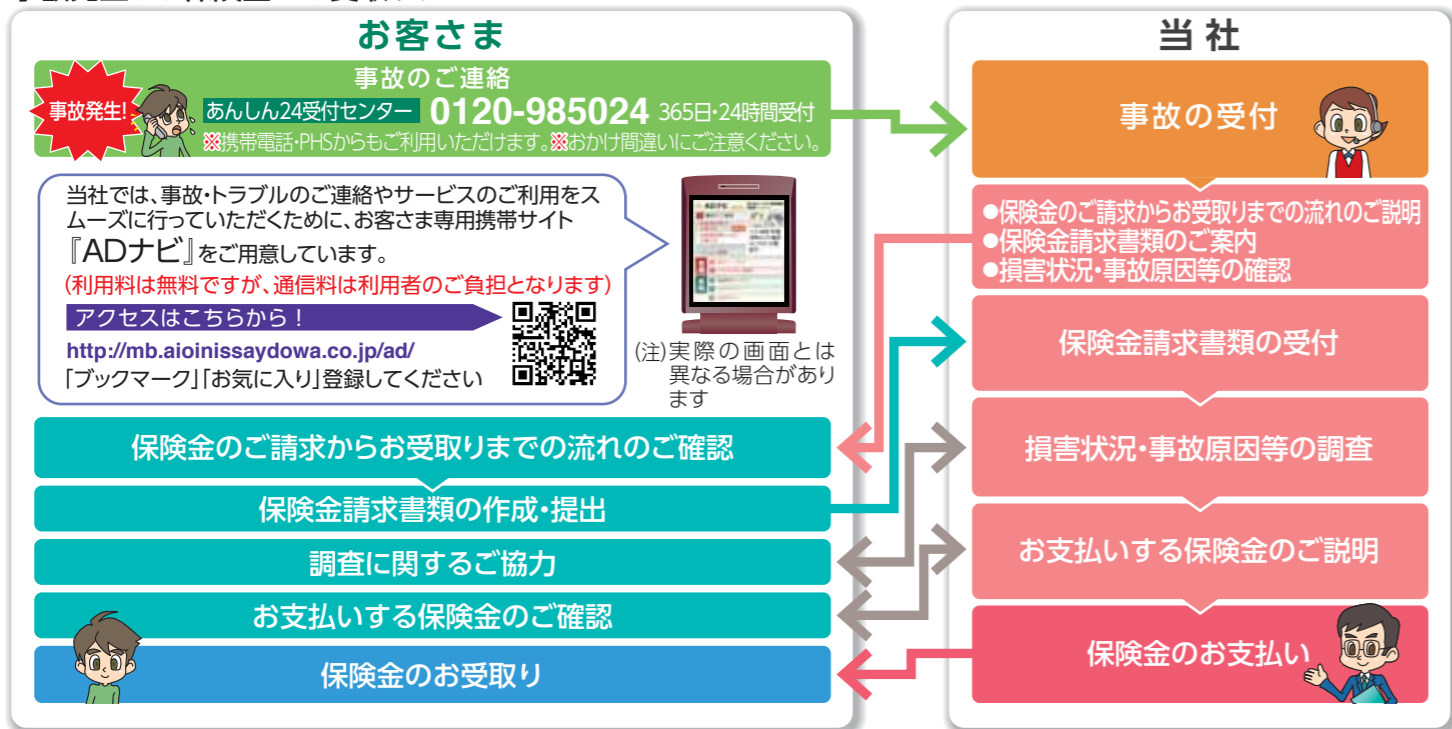


万一、事故が発生した場合のお手続きについて

- 事故が発生した場合には、遅滞なく代理店・扱者または当社までご連絡ください。ご連絡がないとそれによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- 賠償責任を補償する特約をセットされる場合、賠償事故にかかわる損害賠償請求権の委任・示談交渉等は、必ず事前に当社とご相談のうえ、おすすめください。

事故発生から保険金のお受取りまで



ご契約に関するご連絡・お問合わせ窓口

あいおいニッセイ同和損保カスタマーセンター

0120-101101

- おかけ間違いにご注意ください。
- 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
- 音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

※プライバシー保護のため、ご契約内容のお問合わせは保険契約者ご本人さまからお願いします。
 ※お見積り等一部のご用件は当社営業店等からのご対応となります(下記のご注意いただきたい事項をご覧ください)。
 ※カスタマーセンターでは聞き間違い等によりお客さまにご迷惑をおかけしないよう内容確認のため、通話録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

ご用件	受付時間	ご注意いただきたい事項
商品・ご契約内容のお問合わせ	[平日] AM9:00~PM7:00 [土日 祝日] AM9:00~PM5:00 (年末年始を除きます)	●以下のご用件につきましては、ご契約の代理店・扱者または当社営業店・サービスセンター等での手続き・ご対応となります。 ・お見積り(新規・更改)、ご契約、ご解約 ・法人・団体契約を対象としたご契約に関するお問合わせ ・実際の事故の保険金お支払可否に関するお問合わせ 等

- ### ご注意いただきたいこと
- このパンフレットは「マイホームぴたっと」の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは普通保険約款・特約をご用意しておりますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または当社にお問合わせください。なお、保険料払込みの際は、当社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください(保険料を口座振替で払い込みいただくご契約等、一部保険料領収証を発行しない場合がございます)。ご契約の手続きが完了した後、1か月経過しても保険証券が届かない場合は、当社までご照会ください。
 - 「マイホームぴたっと」は、「住居建物総合保険」のペットネームです。
 - 契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・保険契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)などの業務を行っております。したがって、当社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約につきましては、当社と直接ご契約いただいたものとなります。
 - 「マイホームぴたっと」では、損害保険金のお支払額が1回の事故で保険金額に相当する額となった場合、ご契約は損害発生時に終了します。なお、損害保険金が1回の事故につき保険金額に達しないかぎり、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。
 - 地震保険では、損害の認定が全損となり、保険金をお支払いした場合は、ご契約は損害発生時に終了します。なお、全損以外の認定による保険金のお支払いの場合には、保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずにご契約は満期日まで有効です。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
 TEL:03-5424-0101(大代表)
<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>

- ご相談・お申込先

あいおいニッセイ同和損保

立ちどまらない保険。
 MS&AD INSURANCE GROUP

大切な「マイホーム」をお守りする
 さまざまな補償を住宅新規購入オーナーさまに。

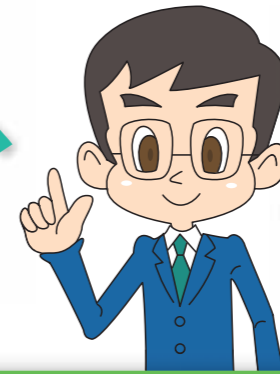
住居建物総合保険・地震保険 | 平成25年10月以降保険始期用

住宅新規購入オーナーさま専用



マイホーム
オーナーの
皆さまへ

あいおいニッセイ同和損保の 「マイホームぴたっと」なら、大切なお住まいに、 大きな安心をお届けできます!



「マイホームぴたっと」は、
新規に購入された
居住用建物専用の
火災保険です。

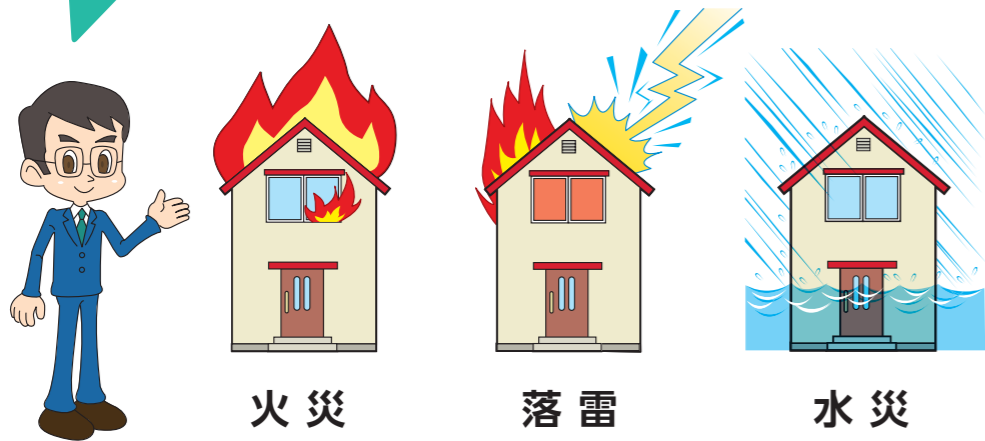
(注)「マイホームぴたっと」は、保険の対象である建物が専用住宅、共同住宅および併用住宅(店舗や事務所などを併設した居住用建物)である場合に、ご契約いただける保険です。

建物に関する
さまざまな損害に備えられます。

05ページへ

建物だけではなく、
家財もしっかり補償します。

05ページへ



火災

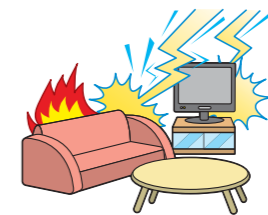
落雷

水災

もしものときは、建物だけではなく、家財も損害を受けます。



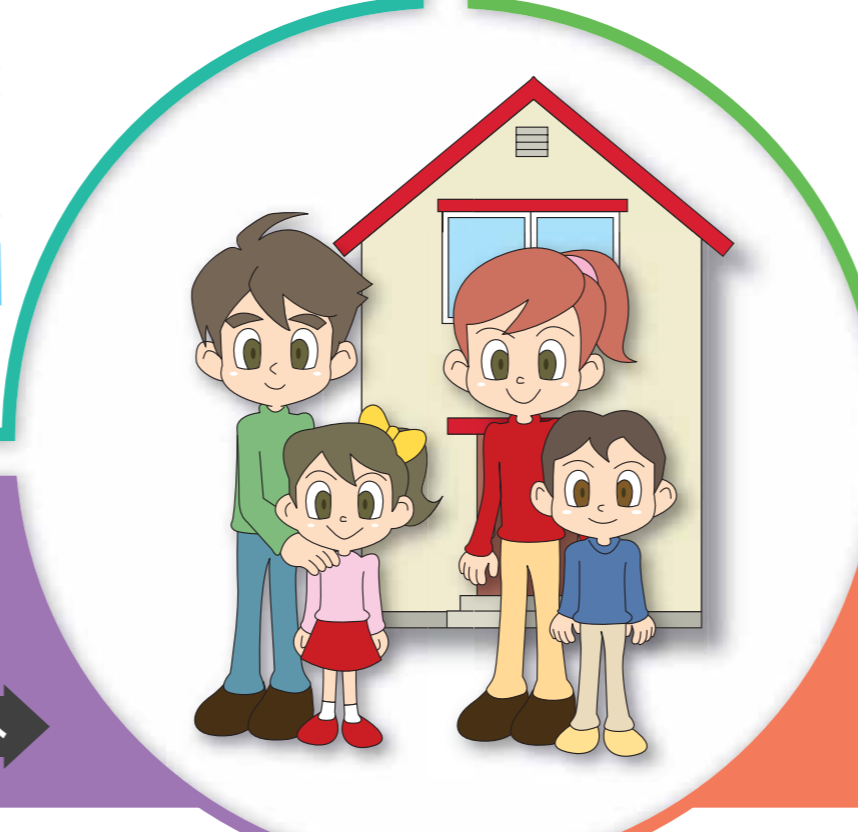
火災により、
家電や家具、衣類が
燃えてしまった…



落雷により、
家電が故障して
しまった…



盗難により、
家財が盗まれて
しまった…



地震保険をセットすることで、
**地震や津波による
損害を補償**します。

07ページへ

暮らしの中のトラブルは、
**住まいの現場急行
サービス**にお任せください。

09ページへ

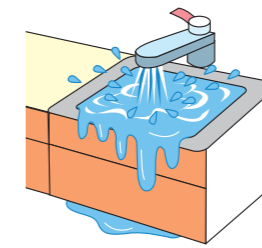


地震による火災

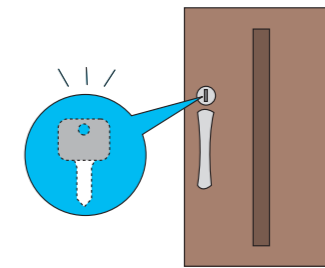
津波による流失



トイレのつまり



給・排水管のつまり



玄関ドアのカギの紛失

ご契約までの流れ

「マイホームぴたっと」のご契約までの流れと、ご検討にあたってのポイントをご紹介します。

ご契約までの流れ

- ### 1 保険の対象

となるものをご選択ください。

建物   **家財**  
- ### 2 補償対象となる事故の範囲を3つのプラン

の中からご選択ください。 **ワイドプラン** **ベーシックプラン** **エコノミープラン** [05ページへ](#)
- ### 3 地震保険

のセットをおすすめします。  [07ページへ](#)
- ### 4 オプション特約

をご選択ください。  [08ページへ](#)
- ### 5 サービス

の内容をご確認ください。  [09ページへ](#)
- ### 6 保険料のお見積りにあたって、保険金額(ご契約金額)、保険期間(ご契約期間)などのご契約条件をお決めください。建物の構造等をご確認ください。

[11ページへ](#)

お見積りをご確認ください。

重要事項のご説明をご確認のうえ、ご契約手続きを行ってください。



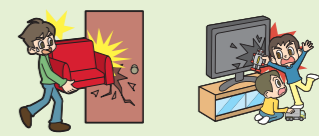
ご検討にあたってのポイント

万一の事故の際、建物だけではなく、家財も損害を受けます。しかし、建物のみのご契約では、大切な財産である家財に発生した損害は補償されません。家財の事故に備えて、**家財追加特約**のセットをおすすめします。



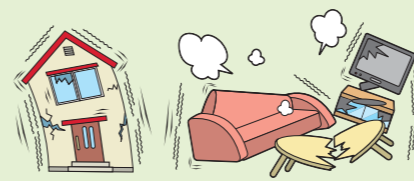
家財追加特約では、貴金属等(貴金属、宝石、美術品等)の補償は、1個または1組について30万円が限度となります。1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属等をお持ちで30万円を超える補償を希望される場合は、**家財明記物件特約**のセットをあわせてご検討ください。 [12ページへ](#)

破損・汚損等の偶然な事故にも備えることのできる、充実補償の**ワイドプラン**がおすすめです。補償を限定して保険料を抑えたベーシックプラン、エコノミープランもご用意しています。



マイホームぴたっとだけでは、地震・噴火またはこれらによる津波による損害は補償されません。

地震大国と呼ばれる日本において、避けることのできない地震等のリスクに備えて、**地震保険**のセットをおすすめします。

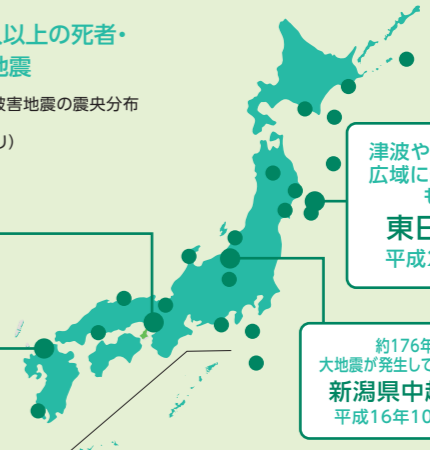


震度6以上または100人以上の死者・行方不明者を出した大地震

●日本付近で発生した主な被害地震の震央分布(平成7年～平成23年)(気象庁 気象統計情報より)

地震対策を見直すきっかけとなった
阪神・淡路大震災
平成7年1月17日

約100年間大地震が発生していなかった
福岡県西方沖地震
平成17年3月20日



津波や液状化現象など広域に未曾有の被害をもたらした
東日本大震災
平成23年3月11日

約176年間大地震が発生していなかった
新潟県中越地震
平成16年10月23日

近隣の建物の損害の補償や、賠償損害への補償など、日常生活を取り巻くリスクへの備えとして、さまざまな**オプション特約**をご用意しています。お客様のリスクの状況やニーズに応じてご選択ください。

【オプション特約の例】
個人賠償特約 類焼損傷・見舞費用特約 敷地内構築物修復費用特約



お客様の声

「建物の補償」+「家財の補償」のセットでよかった!
2階建住宅の1階部分が床上浸水の被害を受けました。建物の床暖房設備が損傷し、また電化製品など高額な家財の多くを1階部分に収容していたため、損害の額が高額になってしまいました。しかし、私は**ワイドプラン**で、建物と家財の両方を保険の対象にしていたので、損害の額を補償してもらえました。本当に助かりました。

「家財の補償」と「地震保険」があっよかった!
地震の時には建物はそれほど大きな損害はありませんでしたが、思いのほか揺れが大きく、家財はかなりのたくさんの物が壊れてしまいました。火災保険(地震保険)は建物の保険というイメージがありましたが、家財の補償の大切さを実感しました。

●当社お客様アンケートより抜粋のうえ、個人を特定できないように匿名化し、校正しております。

建物・家財の補償



建物・家財の補償対象となる事故の範囲を3つのプランの中からご選択ください。

基本の補償

各プランごとに「損害保険金の支払対象となる事故の範囲」をご確認ください。

おすすめ!

ワイドプラン

ベーシックプラン

エコノミープラン

- 1 火災、落雷、破裂・爆発
- 2 風災・雹災・雪災
- 3 水ぬれ、外部からの物体落下等、騒擾
- 4 盗難
- 5 水災¹
- 6 破損・汚損等

1	○	○	○
2	○※1	○※1	○※1
3	○	○	×
4	○	○	×
5	○※2	○※2	×
6	○	×	×

※1 風災・雹災・雪災については、損害保険金に対する免責金額²を「なし」「3万円」「5万円」「10万円」のいずれかからご選択いただけます。また、「損害の額がイブ(免責金額なし)」をお選びいただくことも可能です。 ※2 水災については、風災・雹災・雪災でご選択いただいた免責金額と同額の免責金額が適用されるコンクリート造のマンション等)の場合、水災の補償を「補償なし」とすることも可能です。また、構造級別にかかわらず、「水災一時金のみをお支払いするタイプ」を

20万円以上の場合のみ補償される。構造級別がM構造またはM級(コ

事故の例

建物

家財

(家財追加特約³)

1 火災により家が全焼してしまった!	1 家の近くの電柱に落雷があったため、電化製品が壊れてしまった!
2 台風による強風のため屋根瓦や窓ガラスが壊れてしまった!	2 台風による強風でガラスが破損し、窓から風雨が吹き込み、家財が水浸しになってしまった!
3 水道管の破損によって、天井や壁紙が汚れてしまった!	3 水道管の破損によって、家財が水を被って壊れてしまった!
4 空き巣が侵入し、窓ガラスやドアを壊されてしまった!	4 空き巣の被害にあい、家電製品や現金等を盗まれてしまった!
5 床上浸水により、壁や床、付属設備が汚れてしまった!	5 床上浸水により、家財が水浸しになってしまった!
6 ソファを移動していて、室内のドアにぶつけて破損してしまっ! 専用水道管が凍結により破損してしまっ!	6 子供同士が遊んでいてテレビにぶつかり、画面が壊れてしまっ!

費用の補償

各プラン共通の費用の補償です。

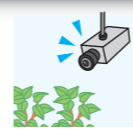
特別費用

建物の損害に対する損害保険金のお支払額が、1回の事故で保険金額に相当する額となり、ご契約が終了する場合に損害保険金の10%(200万円が限度)をお支払いします。



防犯対策費用

保険の対象である建物において、犯罪行為(警察署に届け出たものに限ります)が発生した場合に、再発防止のために建物の改造や防犯機器等の設置に必要な費用や、日本国内でドアのカギが盗難にあった場合に、ドアの錠の交換に必要な費用を補償



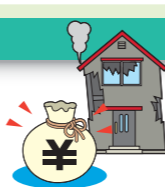
地震火災費用

地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、建物が半焼以上となった場合などに、臨時に発生する費用を補償(地震保険とは異なります)



事故時諸費用特約/災害緊急費用特約

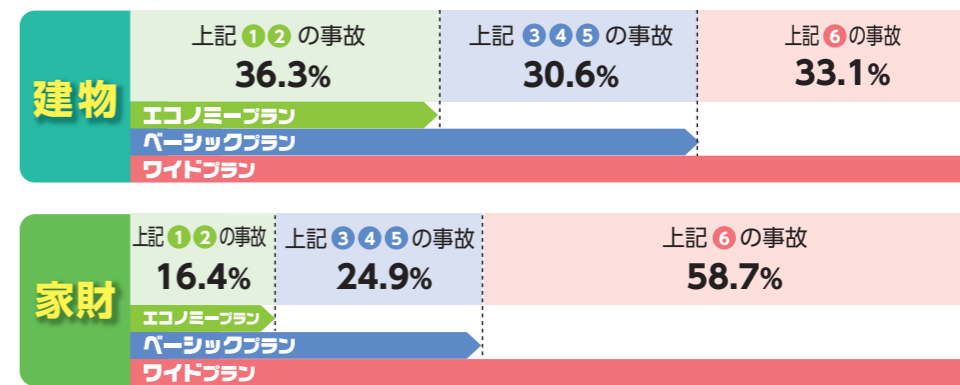
事故発生に伴い臨時に発生する費用等を補償するオプション特約をご用意しています。P08をご確認ください。



08ページへ

過去5年間の事故件数割合

建物の事故の約33%、家財の事故の約59%は、ワイドプランのみで補償対象となる破損・汚損等の偶然な事故が占めています。(平成20年~24年「住居建物総合保険」事故件数の割合)



用語説明

1 水災

台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等をいいます。マイホームびたつとは、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水などによる損害が発生した場合に補償対象となります。

2 免責金額

ご契約いただいた保険・特約で保険金をお支払いする事故が発生した場合に、1回の事故につき、被保険者にご負担いただく金額をいいます。

3 家財追加特約

この特約をセットすることにより、建物敷地内に収容される「家財」に発生した損害も補償されます。補償対象となる事故の範囲は、建物で選択したプラン(ワイド・ベーシック・エコノミー)に準じます。

(注1)ワイドプランまたはベーシックプランでご契約の場合、通貨等の盗難による損害については30万円、預貯金証書の盗難による損害については300万円または家財の保険金額のいずれか低い額を限度に補償されます。
(注2)ワイドプランでご契約の場合、破損・汚損等による損害については、損害保険金に対して免責金額3,000円が適用されます。

地震保険

「マイホームぴたっと」だけでは、地震等による損害を補償できません。「マイホームぴたっと」とセットで「地震保険」のご契約もおすすめします。

地震保険の補償概要

マイホームぴたっとだけでは補償されない、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害を補償します。



地震による損壊



地震による火災



津波による流失

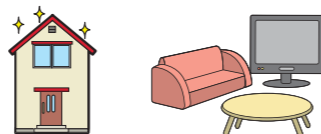


噴火による埋没

地震保険をご契約いただいている場合は、地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする損壊・埋没・流失による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等によって延焼・拡大した損害については保険金をお支払いできません。

保険の対象

地震保険の対象は、「**居住用建物**」および「**家財**」です。



保険金額の設定

地震保険の保険金額は、セットでご契約いただく**マイホームぴたっとの保険金額の30%~50%の範囲内**でお決めください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。

保険金のお支払

損害の程度によって、地震保険の保険金額の**100%、50%、5%**をお支払いします。

損害の程度	お支払いする保険金
全損のとき	地震保険金額の 100% (時価額が限度)
半損のとき	地震保険金額の 50% (時価額の50%が限度)
一部損のとき	地震保険金額の 5% (時価額の5%が限度)

(注) 右記の損害に至らない場合には、保険金をお支払いできません。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定の基準は、P17契約概要のご説明②
② 保険金をお支払いする場合(補償内容) (1)をご参照ください。

保険料

- 地震保険の保険料は、「建物の構造」「所在地(都道府県)」などにより異なります。
- 地震保険には、建物の免震・耐震性能等に応じて、以下のいずれかの**割引**が適用される場合があります。

① 免震建築物割引

割引率 **30%**

② 耐震等級割引

割引率 耐震等級(3級) **30%**
耐震等級(2級) **20%**
耐震等級(1級) **10%**

③ 建築年割引

割引率 **10%**

④ 耐震診断割引

割引率 **10%**

(注1) 上記の4つの割引は重複して適用することはできません。
(注2) 割引の適用を受けるためには、所定の確認資料などが必要です。詳しくは代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

地震保険の割引についての詳細は **18ページ**へ

「地震保険」は保険料控除の対象です

概要	所得税の取扱い		個人住民税の取扱い
	対象契約	地震保険	
	所得控除限度額	最高 5万円	最高 2万5千円
	控除対象保険料	払込地震保険料の 全額	払込地震保険料の 半額

- 保険契約者が個人の場合、払込みいただいた地震保険料のうち、所定の金額については、税法上の地震保険料控除の対象となります。
- 地震保険の保険期間(ご契約期間)が1年を超える場合(地震保険長期契約)で、一括で保険料を払込みいただいた場合には、払込みいただいた保険料を地震保険の保険期間で除した額が毎年の払込地震保険料となります。
- 左記は平成25年(2013年)2月現在の税法上の取扱いの概要を記載したものです。今後の税法改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

オプション補償(特約)

「マイホームぴたっと」のオプション補償としてさまざまな特約をお選びいただけます(別に特約保険料の払込みが必要となります)。

どなたにもおすすめのオプション特約

事故に伴う出費の備えに



☑ 事故時諸費用特約 / 災害緊急費用特約

- 事故時諸費用** 事故発生時に臨時に発生する出費等を補償します(各プランで損害保険金が支払われる場合に支払い対象となります*)。
*支払対象事故を火災、落雷、破裂・爆発に限定することができます。
(注) 家財追加特約がセットされたご契約の場合、家財の損害保険金が支払われる場合(通貨や預貯金証書等の盗難による場合を除く)も事故時諸費用の支払対象となります。
- 災害緊急費用** 火災、落雷、破裂・爆発事故による損害の復旧にあたり、支出した仮住まいや仮修理の費用などの必要かつ有益な費用を補償します。

近隣へ延焼した場合の備えに



☑ 類焼損害・見舞費用特約

- 類焼損害** 自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に発生した損害を、最大**1億円**まで補償します。
(注) 損害の発生した近隣の建物や収容動産に保険金を支払うべき他の保険契約等がある場合には、近隣の類焼補償対象物(建物および建物に収容される動産)の損害の額から他の保険契約等で支払われる保険金を差し引いて保険金をお支払いします。
- 失火見舞費用** 自宅の火災、破裂・爆発事故によって、近隣の建物や収容動産に損害が発生したために支出した見舞金等の費用を補償します。
(注) 1被災世帯あたり30万円を限度に支出した見舞費用を補償します。ただし、1回の事故につき、全被災世帯合計で損害保険金の30%を限度とします。

日常生活における賠償事故の備えに



☑ 個人賠償特約

- 住宅(別荘等を含みます)の所有、使用または管理における偶然な事故もしくは日常生活における偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものに損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を、最大**1億円**まで補償します。
(注) 補償プランがワイドの場合、示談交渉サービスのご利用が可能となります。

1戸建オーナーのお客さま向け



☑ 敷地内構築物修復費用特約

- 敷地内のチェーンポール、チェーンゲート、車止めなどの他、外灯などの屋外設備・装置や庭木*に発生した事故による損害の修復費用を、最大**100万円**まで補償します(免責金額3,000円)。
*庭木の損害については、この特約がセットされた普通保険約款または家財追加特約で損害保険金が支払われる場合に限ります。

分譲マンションオーナーのお客さま向け



☑ バルコニー等修繕費用特約

- 記名被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドアなど分譲マンションの共用部分に発生した偶然な事故による損害について、管理組合理約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を、最大**30万円**まで補償します。

賃貸住宅オーナーのお客さま向け



☑ 家賃収入特約

- 賃貸住宅に火災などの事故が発生したために生じる家賃収入の減少をご契約時に定めた期間を限度に補償します。

☑ 賃貸建物所有者賠償特約

- 保険の対象となる建物の所有・管理や賃貸・管理業務を原因とする偶然な事故による法律上の損害賠償責任を補償します。
(注) この特約をセットする場合、保険期間が制限されることがあります。





“住まいの困った”にスピーディに対応する、
頼れる無料サービスをご提供します。

住まいの現場急行サービス

365日24時間、住まいのトラブルのときに駆けつけます!

水回りクイック修理サービス

水回りのトラブルの専門業者を手配し、
応急修理を行います。

- トイレがつまって流れない!
トイレのつまりの除去
- 台所の排水管がつまって水びたしに!
給・排水管のつまりの除去
- 洗面台の給水管が故障して水漏れが止まらない!
給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の応急修理

玄関ドアカギ開けサービス

玄関ドアのカギの専門業者を手配し、
緊急開錠を行います。

- 外出中に玄関ドアのカギをなくしてしまった!
玄関ドアのカギ開け

上記のトラブルの際、現場での30分以内の一時的な応急修理費用(出張料および作業料)を無料とします。

- (注1)各種部品代・カギ作製代、上記の30分を超える応急修理・作業の場合の作業延長料金などはお客さま負担となります。
(注2)保険契約者または被保険者(保険の対象の所有者、以下同様とします)ご本人の確認ができない場合はサービスの提供は行いません。
(注3)玄関ドアのカギ開けサービスの対象は、建物または戸室の出入りに通常使用する玄関ドアのカギの開錠とし、建物内のカギ開けを除きます。また、カギの種類によっては、玄関ドアのカギ開けサービスの提供ができない場合があります。この場合、お客さまのご要望により破錠する場合があります(破錠後に必要となるカギ・シリンダー等の交換費用はお客さま負担となります)。

- 対象となる建物** 被保険者(被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります)が居住する保険証券に記載された居住建物が対象となります。
(注1)居住建物に固着していない屋外の給・排水設備は対象となりません。
(注2)居住部分については被保険者が居住していない場合、店舗部分については被保険者が使用していない場合は対象となりません。
- 対象となる地域** 日本国内であれば全国どこでもご利用できます。一部地域(離島等)ではご利用いただけません。

- 住まいの現場急行サービスのご利用は、あんしん24受付センター(0120-985024)にご連絡をいただき、当社がサービス提供を委託する(株)安心ダイヤルが手配する業者をご利用いただくことが条件となります。
● (株)安心ダイヤルが手配する業者以外で、お客さまが自ら業者を手配し応急修理を行う場合は、業者を手配される前にあんしん24受付センターにご連絡ください。この場合にかぎり、10,000円を限度に実費をお支払いします。
● 給・排水管のつまりの除去、給・排水管の故障によるあふれの原因箇所の修理で高圧洗浄等の作業が必要となり、一時的な応急修理で対応できない場合は、サービスの提供ができません。
● トラブルの原因が、給・排水管の凍結、雨どいのつまり、給湯器・温水洗浄便座・洗濯機・床暖房システム等の機器のトラブル、故意、地震・噴火またはこれらによる津波、戦争などの場合は、サービスの対象となりません。
● 出勤業者のトラブル現場への到着は天候・交通事情等により遅延することがありますので、あらかじめご了承ください。
● ご契約の居住建物がアパート・マンション等共同住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、共用部分、公的部分(市町村等が所有する水道管・下水管などをいいます)および他の賃貸戸室部分等は対象となりません。
● ご契約の居住建物が店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、被保険者が居住する戸室部分および使用している店舗部分はサービスの対象となりますが、他の賃貸戸室部分およびテナントの専有部分は対象となりません。

住まいの現場急行サービスの
ご利用は、右記までご連絡ください。

0120-985024 365日
24時間

*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
*おかけ間違いにご注意ください。



住まいの安心サポート

日常生活のお悩みから暮らしの安心までサポート!

ハウスクエアサポート 平日9~17時(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

優待

- ご家庭のセキュリティのプロをお探しの方、シニアの方の見守りサービスを利用したい方に
ホームセキュリティのご紹介
ご家庭用の防犯・防災設備の設置のほか、シニアの方を見守るサービスをご提供する提携業者をご紹介します。
- 掃除のプロをお探しの方に
ハウスクリーニングのご紹介
環境にやさしいハウスクリーニングの提携業者をご紹介します。
(注)リフォーム業者のご紹介は対象となりません。
- エコな引越し業者をお探しの方に
引越し業者のご紹介
ライフスタイルにあわせた引越し業者をご紹介します。

提携先の業者における各種サービスの費用は、サービスをご利用いただく方の自己負担となりますが、優待料金にてご利用いただける場合があります。

- 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。
● サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。
● 住まいの安心サポートは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。
*住まいの安心サポートは、当社が委託している提携サービス会社をご提供します。

暮らしのトラブル(法律)・税務ご相談

平日13~17時(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

- 暮らしのトラブル(法律)などを相談したい方に
法律のご相談
日常生活のトラブル(法律)に関するさまざまなご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。必要に応じて弁護士による電話相談もご利用いただけます(予約制)。
(注)既に弁護士に依頼している案件、訴訟となっている案件等のご相談は対象となりません。
- 暮らしの税務などを相談したい方に
税務のご相談
暮らしの税務に関するさまざまなご相談に専門スタッフが電話でアドバイスします。必要に応じて税理士による電話相談もご利用いただけます(予約制)。

住まいの安心サポート
のご利用は、右記まで
ご連絡ください。

良いサービス コール
0120-4132-56

*携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
*おかけ間違いにご注意ください。
*音声案内に従ってご用件の番号をプッシュしてください。

ご利用にあたっては、保険契約者または被保険者のお名前、ご加入の保険商品名のほか、証券番号またはサービスガイドに掲載されたサービスご利用番号(4桁)が必要となります。

● 上記サービスの対象となるご契約は **マイホームぴたっと** (注)サービスご提供時に被保険者であることを提携会社にて確認することができないご契約については、サービスをご提供できませんのでご注意ください。

● サービスをご利用いただける方は 保険契約者または被保険者となります。保険契約者または被保険者が法人の場合はその法人の代表者となります。

上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご契約後に保険証券と共に送付する「火災保険サービスガイド」でご確認ください。

ご契約条件について

保険金額の設定や構造級別の判定についてご確認ください。

建物保険金額の設定について



1 新価(再調達価額※)基準の「建物評価額」を算出します。

※「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

新築年月および新築時の建築価格がわかる場合

(注)建物評価額は、土地代を除いて算出します。

新築時の建築価格に物価などの価格変動率(建築費倍数)を乗じて算出します。

[算式のイメージ]

$$\text{建物評価額} = \text{新築時の建築価格} \times \text{建築費倍数}$$

新築年月および新築時の建築価格がわからない場合

1㎡あたりの新築費単価に延床(専有)面積を乗じる方法です。

[算式のイメージ]

$$\text{建物評価額} = 1\text{㎡あたりの新築費単価} \times \text{延床(専有)面積}$$

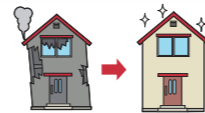
区分所有マンションの専有戸室を対象とする場合

(注)算出した標準的な建物評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。

2 「建物評価額」の範囲内で、「建物保険金額」を設定します。

建物保険金額は、建物評価額以下であれば、1万円単位で自由に設定することができます。ただし、建物評価額の10%未満ではご契約いただけません(100万円が下限となります)。

建物保険金額は、建物評価額と同額で設定されることをおすすめします。
これにより、建物が全焼した場合でも、お支払いする損害保険金だけで建物を再築することができます。



お客様の期待に応える「評価済保険」を導入しています。

マイホームぴたっとでは、ご契約時の評価額に基づきあらかじめ設定した保険金額に基づいて損害保険金をお支払いする「評価済保険」を導入することにより、物価変動等にかかわらず、万一の事故の際にはご契約時の保険金額を限度として損害の額のお支払いをします。

(注)「建物評価額」が実際の建物の価額を著しく上回る場合には、損害が発生した時の発生した場所における再調達価額を基準に保険金をお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

家財(家財追加特約)の保険金額設定について



1 新価(再調達価額※)基準の「家財評価額」を算出します。

※「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。

世帯主の年齢と家族構成により、標準的な評価額を算出します。(注)算出した標準的な評価額を基に、必要に応じて実態にあわせた調整を行います。 [単位:万円]

家族構成	2名		3名		4名		5名			
	夫婦のみ	夫婦 子供1名	夫婦 大人1名	夫婦 子供2名	夫婦 子供1名 大人1名	夫婦 大人2名	夫婦 子供3名	夫婦 子供2名 大人1名	夫婦 子供1名 大人2名	夫婦 大人3名
世帯主の年齢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
27才以下	530	610	660	690	740	790	770	820	870	920
28~32才	720	800	850	880	930	980	960	1,010	1,060	1,110
33~37才	1,030	1,110	1,160	1,190	1,240	1,290	1,270	1,320	1,370	1,420
38~42才	1,250	1,330	1,380	1,410	1,460	1,510	1,490	1,540	1,590	1,640
43~47才	1,430	1,510	1,560	1,590	1,640	1,690	1,670	1,720	1,770	1,820
48才以上	1,510	1,590	1,640	1,670	1,720	1,770	1,750	1,800	1,850	1,900

(平成25年3月現在)

2 「家財評価額」の範囲内で、「家財保険金額」を設定します。

家財評価額の範囲内でお客様のご希望に応じて家財保険金額を設定いただけます。万一の事故の際は、家財保険金額を限度として、新価(再調達価額)基準の損害の額を補償します。

(注)家財保険金額の設定にあたっては、ご契約時の家財評価額を限度に、50万円~3,000万円の範囲で1万円単位でお客様のご希望に応じて設定いただけますが、複数のご契約に分けてご契約いただく場合は、まとめてご契約いただく場合よりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

貴金属等について

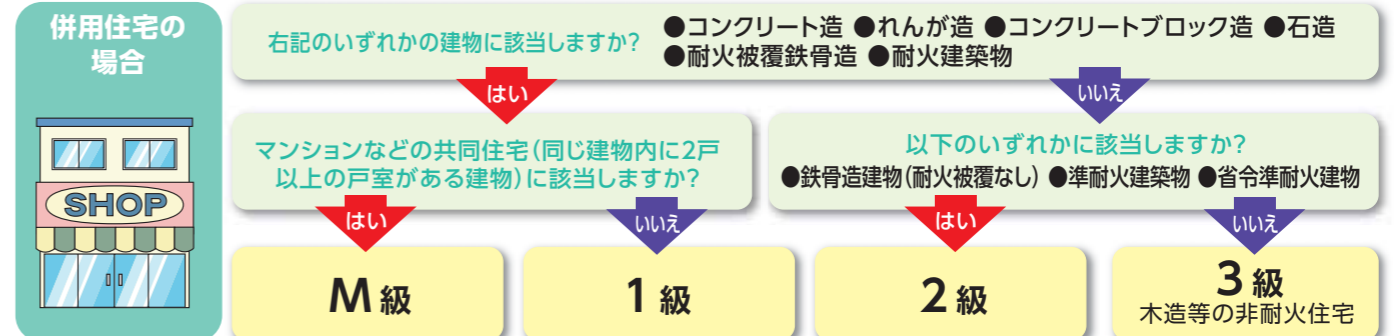
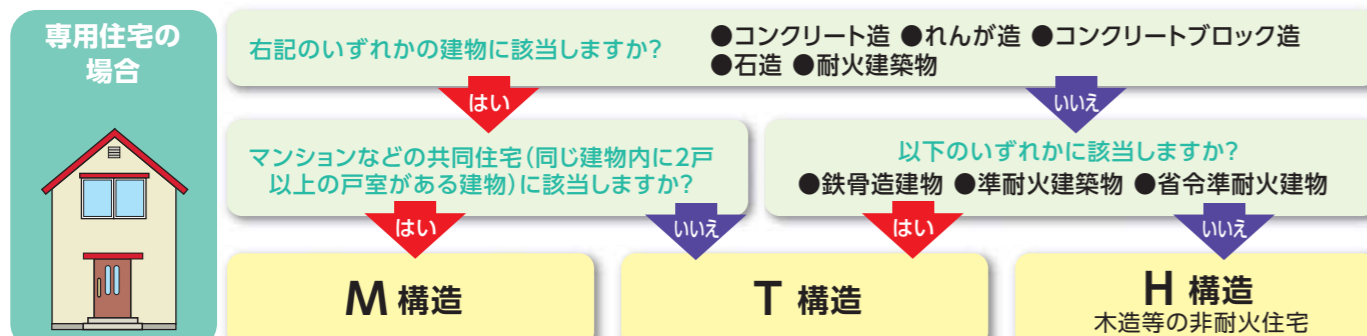
家財をご契約の場合、貴金属等については自動的に保険の対象に含まれますが、1個または1組について30万円を超える損害は損害の額を30万円とみなします。1個または1組ごとの再調達価額が30万円を超える貴金属等をお持ちの場合は、30万円以上の損害に備える「家財明記物件特約」のセットをおすすめします。

(注)「家財明記物件特約」は、家財追加特約をセットしたご契約のみセット可能です。なお、「家財明記物件特約」の保険金額は、貴金属等の再調達価額を基に設定します(1,000万円を超える場合はご契約いただけません)。



構造級別の判定について

マイホームぴたっとは、建物の「構造級別」によって、保険料が変わります。「構造級別」は、建物の柱や工法、耐火性能で判定します。



(注)同一の建物を保険の対象とする火災保険契約(当社以外の保険会社でのご契約を含みます)からの更改の場合で、更改前に「B構造」または「2級」であるにもかかわらず、更改後

は構造級別が「H構造」または「3級」に該当するときは、保険料のご負担を軽減する「経過措置」が適用される場合があります。詳しくは、代理店・扱者までお問い合わせください。

補償内容の詳細①

マイホームぴたっとの普通保険約款・主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

(注)詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

1 基本補償

(損害保険金や費用保険金)

基本補償(損害保険金や費用保険金)の補償内容は下記のとおりです。

建物・家財(家財追加特約※1)の補償(損害保険金)	保険金をお支払いする場合 (消防または避難に必要な処置による損害を含みます)	プラン(○:対象、×:対象外)			お支払いする保険金の計算	保険金をお支払いできない主な場合	
		ワイドプラン	ベーシックプラン	エコノミープラン			
1	① 火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	損害の額 - 免責金額【建物保険金額が限度】 左記②または⑤の事故の場合のみ適用されます。免責金額は保険証券に記載されています(保険証券に免責金額の記載がない場合は適用されません)。 1. 焼失、流失または損壊の場合 ①全焼・全壊*のとき 損害の額=建物評価額※7 ②全焼・全壊*以外のとき 損害の額=修理費※8 2. 盗取の場合 損害の額=再調達価額 残存物取片づけ費用を含みます。 *全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。 保険の対象である保険証券に記載された建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積 保険の対象である保険証券に記載された建物の延床面積 損害の額* - 免責金額【家財保険金額が限度】 左記②または⑤もしくは⑥の事故の場合のみ適用されます。免責金額は保険証券に記載されています(保険証券に免責金額の記載がない場合は適用されません)。 1. 盗取以外の場合【盗難による損傷・汚損の場合を含みます】 損害の額=修理費※9 2. 盗取の場合【下記3.および4.以外】 損害の額=再調達価額 残存物取片づけ費用を含みます。 3. 通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難の場合 盗難にあった通貨・小切手・印紙・切手・乗車券等の額 【1事故につき、1建物敷地内ごとに30万円が限度】 4. 預貯金証書の盗難の場合 盗難にあった預貯金証書により預貯金口座から引き出された現金の額 【1事故につき、1建物敷地内ごとに30万円または保険金額のいずれか低い額が限度】 *損害を被った保険の対象が貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品の場合で、損害の額が1個または1組について30万円を超えるときは、その損害の額を30万円とみなします。	左記①~⑥の事故に共通の項目 次に掲げる事由によって発生した損害 ●保険契約者、被保険者、これらの者の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反 ●保険契約者、被保険者が所有・運転する車両またはその積載物の衝突または接触 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ落ち、ねずみ食い、虫食い等 ●保険の対象の欠陥 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹き込み、漏入 ●保険の対象の置き忘れ、紛失(家財の場合) ●戦争、革命、内乱、暴動等 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●核燃料物質などに起因する事故 など 左記⑥の事故に固有の項目 ●差押え、収用、没収等の公権力の行使 ●保険の対象に対する修理、調整の作業中における作業上の過失、技術の拙劣等 ●すり傷、かき傷等単なる外観上の損傷または汚損であって、保険の対象の機能に直接関係のない損害 ●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない電氣的事故・機械的事故 ●詐欺、横領 ●土地の沈下、隆起、移動、振動等 ●電球・ブラウン管等の管球類に発生した単独損害 ●楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損(家財の場合) ●楽器の音色または音質の変化(家財の場合) ●保険の対象である液体の流出または混合による損害(家財の場合) ●眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等(家財の場合)に発生した損害 ●携帯電話、PHS、ポケットベル、ポータブルナビゲーション等の携帯式通信機器およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) ●ラジオコントロール模型およびその付属品に発生した損害(家財の場合) ●船舶、航空機およびこれらの付属品に発生した損害(家財の場合) など	
	② 風災・雹災・雪災※2	○	○	○			
	③ 水ぬれ、外部からの物体落下等、騒擾	○	○	×			補償されません
	④ 盗難(盗難によって、保険の対象である建物または家財に盗取、損傷または、汚損の損害が発生した場合)	○	○	×			補償されません
	⑤ 水災(台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等)※3 (注)保険の対象に建物評価額(保険の対象が家財の場合は再調達価額)の30%以上の損害が発生した場合または床上浸水※4もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被った場合	○	○	×			補償されません
	⑥ 破損、汚損等 (注)上記①~⑤までの事故は、損害保険金のお支払いの有無にかかわらずこの⑥の事故(破損、汚損等)には含まれません。	○	×	×			補償されません 補償されません
2 事故に伴う費用(費用保険金等)	事故時諸費用保険金※5 (事故時諸費用特約)	○	○	○	損害保険金×保険証券に記載された支払割合 【1事故につき、1建物敷地内ごとに100万円が限度】	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合参照 <ご注意> ●事故時諸費用保険金 損害保険金を支払われなかった場合、お支払いいたしません。 ●家財に発生した損害に関する費用保険金 家財を保険の対象とした場合に限りです。 ●災害緊急費用保険金 建物に発生した損害に関する損害保険金を支払われなかった場合、お支払いいたしません。	
	災害緊急費用保険金 (災害緊急費用特約)	○	○	○	災害緊急費用の額 【1事故につき、1建物敷地内ごとに保険金額に10%を乗じた額または100万円のいずれか低い額が限度】		
	地震火災費用保険金 (地震火災費用特約)	○	○	○	保険金額※9×支払割合(5%) 【1事故につき、1建物敷地内ごとに300万円が限度】		
	防犯対策費用保険金 (防犯対策費用特約)	○	○	○	①の場合 建物の改造または装置等の設置に要した実費 【犯罪行為につき、1保険年度あたり20万円が限度】 ②の場合 ドアの錠の交換に要した実費 【1事故につき、10万円が限度】		
	特別費用保険金	○	○	○	損害保険金×10% 【1事故につき、1建物敷地内ごとに200万円が限度】		
	損害防止費用	○	○	○	損害防止費用の額		
	権利保全行使費用	○	○	○	権利保全行使費用の額		

※1「家財追加特約」をセットした場合に補償されます。 ※2「風災・雹災・雪災支払条件変更(20万円以上事故補償)特約」をセットすることで、風災・雹災・雪災の補償内容を「損害の額が20万円以上の場合に補償」とすることも可能です。 ※3「構造別がM構造またはM級の場合は、水災の補償を「補償なし」とすることができます。また、構造別にかかわらず、「水災一時金特約」をセットすることで、水災により発生した損害に対する保険金の計算方法を、1事故につき1建物敷地内ごとに、100万円を限度に保険金額の5%をお支払いする内容に変更することができます。 ※4居住用部分の床(畳敷または板張等のものをい)、土間、たたきの類を除きます)を超える浸水をいいます。 ※5「事故時諸費用(火災・落雷等限定)特約」をセットすることで、事故時諸費用保険金の支払対象事故を上記①「火災、落雷、破裂・爆発」に限定することができます(限定補償)。また、これらの特約をセットしないことで、事故時諸費用保険金を支払対象外(補償なし)とすることも可能です。 ※6「事故時諸費用特約」がセットされた場合に自動セットされます。 ※7建物

評価額が再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額を著しく上回る場合は、再調達価額と残存物取片づけ費用との合計額とします。 ※8同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得した状態に復旧するために必要な保険の対象の修理または交換費用のうちいずれか低い額(復旧しない場合には、修理または交換を行ったときに要すると認められる費用のうちいずれか低い額)をいいます。修理費には、残存物取片づけ費用を含み、原因調査費用、損害範囲確定の調査費用、点検・調整・試運転費用、仮修理費用、土地を含む代替物の賃借・設置・撤去費用、割増賃金費用を含みません。なお、修理に伴って発生した残存物があるときは、その価額を差し引きます。 ※9家財または家財明記物件が保険の対象である場合において、家財または家財明記物件の保険金額が再調達価額を超えるときは、再調達価額とします。(注)保険期間中にプランの変更を希望される場合は、契約をご解約後、改めてご契約いただく必要がありますのでご了承ください。

補償内容の詳細②

オプションの特約について、補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

2 主な特約と補償内容

別に定める保険料を払い込みいただくことによりセットできる特約のうち、主な特約とその概要は下記のとおりです。詳細は普通保険約款・特約をご参照ください。

特約の名称	特約の概要	保険金をお支払いできない主な場合(各特約固有)
物損害に関する特約	家財明記物件特約 家財明記物件(貴金属等)の事故を補償します。各プランの保険金をお支払いする事故によって家財明記物件に損害が発生した場合に、家財明記物件保険金額を限度(盗難、破損、汚損等は1個または1組ごとに100万円が限度)に損害保険金をお支払いする特約です。	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ
	類焼損害・見舞費用特約 近隣の住宅や店舗などに損害を与えた場合でも補償します。建物やその収容家財からの火災または破裂・爆発事故によって、近隣の建物やその収容動産に類焼した場合に類焼先の損害を補償する特約です。類焼先に他の保険契約等がある場合は、その保険契約等からの保険金で不足する部分に対して類焼損害保険金をお支払いします。また、第三者の所有物が損壊した場合に支出した見舞金等の費用について失火見舞費用保険金をお支払いします。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合の他、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険契約者、主契約被保険者などの故意 ●類焼補償対象物の所有者などの故意・重大な過失・法令違反 など 類焼補償対象物に含まれない主なもの ●保険の対象である建物・家財 ●保険の対象である建物に収容される動産 ●通貨、有価証券類や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等 ●国・地方公共団体が所有する建物 ●商品・原料・材料や見本品・展示品、屋外設備・装置 など
費用に関するオプション補償	バルコニー等修繕費用特約 分譲マンションのバルコニーなど(共用部分)が破損した場合に補償します。記名被保険者が専ら使用または管理するバルコニー・玄関ドア等の共用部分に発生した損害について、管理組合の規約に基づき記名被保険者が負担する修繕費用を補償する特約です。	前記①基本補償「保険金をお支払いできない主な場合」に同じ ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者に代わって専用使用権付共用部分を管理する方が、相当の注意をもってしても発見し得なかった欠陥によって発生した損害は含まれません。
	敷地内構築物修復費用特約 屋外設備・装置や庭木などの敷地内構築物を補償します。記名被保険者が所有する車止め、バリカー、物干、外灯などの屋外設備・装置や、庭木に発生した損害について、記名被保険者が負担する修復費用を補償する特約です。 (注1)水災による損害の場合は、地盤面より45cmを超える浸水によって発生した損害が対象になります。 (注2)庭木の損害については、この特約がセットされた普通保険約款または家財追加特約で損害保険金が支払われる場合に限ります。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合の他、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●保険契約者または被保険者が所有または運転する車両もしくはその積載物の衝突または接触による損害 ●すり傷、かき傷等単なる外観上の損傷であって、敷地内構築物の機能に直接関係のない損害 ●敷地内構築物の欠陥、自然の消耗、劣化、変質、さび、かび、はがれ落ち、ねずみ食い、虫食い等による損害 ●電気的事故・機械的事故 ●土地の沈下、移動、隆起、振動等 ●風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹き込み、漏入 など 敷地内構築物に含まれない主なもの ●建物に定着している設備 ●門、塀もしくは垣または物置、車庫その他の付属建物 ●野積の動産 ●記名被保険者が所有していない物 ●補修維持管理が適切に行われておらず、かつ現在使用されていない物 など
	個人賠償特約* 日常生活の賠償事故に備えます。被保険者*1がこの特約の記名被保険者の居住の用に供される住宅*2の所有・使用・管理または日常生活における偶然な事故により、他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合の他、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●業務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●レンタル用品やゴルフ場のゴルフ・カートなど他人から借りたり預かった財物自体の損害に起因する損害賠償責任 ●ゴルフ・カート以外の自動車、モーターボート、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 など
賃貸建物所有者賠償(示談代行なし)特約 賃貸建物の管理等に起因した偶然の事故により、オーナーさまが負担する損害賠償責任に備えます。賃貸建物の偶然な事故または建物を賃貸または管理する業務の遂行に起因する偶然な事故により他人を死傷させたり、他人の物に損害を与えた結果、第三者に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害を補償する特約です。	後記③各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合の他、次に掲げる事由によって発生した損害に対しては、保険金をお支払いしません。 ●施設の修理、取り壊し等の工事に起因する損害賠償責任 ●自動車等の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ●排水または排気起因する損害賠償責任 ●屋根・扉・窓等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する損害賠償責任 など	

*1 被保険者とは次のア、からエ、に掲げる方をいいます。ア、記名被保険者 イ、記名被保険者の配偶者 ウ、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族、記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます)の子 *2 住宅には別荘など一時的に記名被保険者の居住の用に供される住宅を含みます。
*ワイドプランにセットされる場合には、示談代行サービスのご利用が可能となります。

被保険者またはそのご家族が契約されている他の保険契約等(共済契約または異なる保険種類の特約を含みます)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。ご契約にあたっては、補償内容について、ご要望に沿った内容であることを必ずご確認ください。(注)なお、複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合は、そのご契約を解約されると、補償がなくなってしまうのでご注意ください。

3 各補償項目・特約共通で保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には、補償項目・特約を問わず保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- (1) 保険契約者、被保険者などの故意 (2) 戦争、革命、内乱、暴動等 (3) 地震、噴火またはこれらによる津波(地震火災費用保険金には適用しません) (4) 核燃料物質などに起因する事故 など

契約概要のご説明①

特にご確認ください
重要事項についてご説明します。
保険契約者と記名被保険者が異なる場合は、記名被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えさせていただきますようお願いいたします。

マイホームぴたっとの概要

1 商品の仕組みおよび引受条件等

1 商品の仕組み

- (1) マイホームぴたっとは、火災をはじめとするさまざまな偶然な事故等により、保険の対象に発生した損害や費用を補償する保険です。
- (2) マイホームぴたっとには、補償範囲の異なる3つのプラン「ワイド」「ベーシック」「エコノミー」があり、いずれかのプランをご選択のうえ、ご契約いただけます。それぞれのプランの内容は、P13~14補償内容の詳細①をご参照ください。
- (3) マイホームぴたっとの保険金の支払基準*は再調達価額が基準となっています。保険金額の設定等については、5 引受条件(保険金額等)をご参照ください。
*保険金額の設定やお支払いする保険金の額を算出するための基準をいいます。
- (4) 地震保険をセットでご契約いただく場合は、地震等により保険の対象(居住用建物またはその収容家財)が損害を受けた場合に保険金をお支払いします。

2 建物の構造級別の判定方法

構造級別は保険料を決定する要素の一つであり、建物が火災などの災害にどれくらい強いかにより区分されています。建物の構造級別は、柱や工法、法令上の耐火性能により判定します。詳細はP11~12構造級別の判定についてをご参照ください。

3 保険金をお支払いする場合(補償内容)、保険金をお支払いできない主な場合等

損害保険金・費用保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の計算、保険金をお支払いできない主な場合については、P13~14補償内容の詳細①をご覧ください。また、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客さまのプランについては、保険申込書をご確認ください。

4 セットできる主な特約等とその概要

主な特約とその概要については、P15補償内容の詳細②をご覧ください。また、代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

2 保険料

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地、構造等により決まります。*詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客さまの保険料については、保険申込書をご確認ください。*保険の対象である建物が店舗や事務所などを併設した併用住宅の場合、建物内で行われる職作業の内容により、保険料が異なる場合があります。

3 保険料の払込方法

保険料の払込方法は次のとおりです。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

1 払込方法 保険料の払込方法は長期一括払のみとなります。

2 主なキャッシュレスの払込方法

キャッシュレスの払込方法	概要
口座振替*1	指定口座からの口座振替によって払い込む方法です。
クレジットカード払(登録方式)*2	当社の指定するクレジットカード*3によって払い込む方法です。*4
払込票払*5	当社所定の払込取扱票*6によってコンビニエンスストア・ゆうちょ銀行(郵便局)で払い込む*7方法です。*4

4 満期返れい金・契約者配当金

マイホームぴたっとには、満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合は、代理店・扱者または当社にご連絡ください。なお、解約に際しては、解約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金としてお支払いする場合があります。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

5 引受条件(保険金額等)

保険金額の設定については、以下の点にご確認ください。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客さまの保険金額については、保険申込書をご確認ください。

① 保険金額の設定

保険金額の設定*1 *2	
建物の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約時の「建物評価額」*3を基準として建物保険金額を設定します。 ・建物保険金額は、ご契約時の「建物評価額」を限度として100万円以上1万円単位で設定いただけます。ただし、「建物評価額」の10%未満では設定いただくことができません。 ・事故発生時には「建物評価額」を基準に損害保険金をお支払いします。*4 ただし、建物保険金額が限度となります。 ・ご契約時の「建物評価額」を超えて契約されても、評価額を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。
	<ul style="list-style-type: none"> ・家財保険金額は、ご契約時の再調達価額を限度に、お客さまのご希望に応じて設定いただけます。 ・事故発生時には、家財保険金額を限度に損害が発生した時の再調達価額を基準とした損害保険金をお支払いします。 ・複数のご契約に分けてご加入いただく場合は、ご契約をまとめてご加入いただくよりも、保険料の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。 ・再調達価額を超えて契約されても、再調達価額を超えた部分は損害保険金をお支払いできませんので、ご注意ください。

*1 建物保険金額の設定にあたっては、土地代は除いて設定ください。*2 他の特約がある場合は、合算した保険金額が再調達価額を超えていないかご確認ください。*3 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに要する額を基準として、当社と保険契約者または被保険者との間で評価し、協定した額で、保険証券に記載された額をいいます。*4 「建物評価額」が実際の建物の価額を著しく上回る場合には、損害が発生した時の発生した場所における再調達価額を基準に保険金をお支払いする場合がありますので、ご注意ください。*5 1個または1組の再調達価額が30万円を超える貴金属・宝石、書画・骨董その他の美術品について、30万円を超える補償をご希望の場合は、家財明記物件として保険申込書に明記のうえ、家財保険金額とは別に保険金額を設定いただけます(「家財明記物件特約」がセットされます)。

② 保険金額の設定に関するご注意

建物のみのご契約では、家財の損害は補償されません。家財を補償の対象とするためには、「家財追加特約」をセットして建物とは別に家財保険金額を設定してご契約いただく必要があります。

6 保険期間

マイホームぴたっとの保険期間は、2年から36年*までの整数年で設定できます。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。また、お客さまの保険期間については、保険申込書をご確認ください。

*賃貸建物所有者賠償特約をセットされる場合には、設定できる保険期間に制限があります。

*1 「初回保険料口座振替特約」がセットされます。また、口座振替申込書をご提出いただく必要があります。*2 「保険料クレジットカード払(登録方式・一括払型)特約」がセットされます。なお、代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。*3 保険契約者が個人の場合は、保険契約者またはその親族名義のクレジットカードに限り、*4 保険料の額によってはご利用いただけない場合があります。*5 「保険料払込取扱票払特約」がセットされます。なお、代理店・扱者により、取り扱いできない場合があります。*6 払込取扱票は保険証券とは別にお届けしますので、保険証券の到着と前後する場合があります。*7 当社提携金融機関のATM等から、ペイジー(Pay-easy)を利用して払い込むこともできます。

契約概要のご説明②

地震保険の概要

1 商品の仕組み

地震保険は単独でご契約できません。マイホームびたつとセットでご契約いただく必要があります。セットでご契約いただくマイホームびたつとが保険期間の途中で終了したときは、地震保険も同時に終了します。また、マイホームびたつとの保険期間の途中から地震保険をご契約いただくことができます。

2 保険金をお支払いする場合(補償内容)

(1) 地震等(地震・噴火またはこれらによる津波)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象(居住用建物またはその収容家財)に次の損害が発生した場合に保険金をお支払いします。

保険の対象	損害の程度	認定の基準	お支払いする保険金
建物	全損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額*の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の70%以上となった場合	建物の地震保険金額の(時価額*が限度) 全額
	半損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額*の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合	建物の地震保険金額の(時価額*の50%が限度) 50%
	一部損	主要構造部(軸組、基礎、屋根、外壁等)の損害の額が、建物の時価額*の3%以上20%未満となった場合、または建物が床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が発生した場合で、その建物が「全損」「半損」「一部損」に至らない場合	建物の地震保険金額の(時価額*の5%が限度) 5%
家財 <small>明記物件は除きます</small>	全損	家財の損害の額が、家財の時価額*の80%以上となった場合	家財の地震保険金額の(時価額*が限度) 全額
	半損	家財の損害の額が、家財の時価額*の30%以上80%未満となった場合	家財の地震保険金額の(時価額*の50%が限度) 50%
	一部損	家財の損害の額が、家財の時価額*の10%以上30%未満となった場合	家財の地震保険金額の(時価額*の5%が限度) 5%

●上記の損害に至らない場合は、保険金のお支払い対象とはなりません。●門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害では、保険金のお支払い対象とはなりません。●損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従います。詳細は代理店・扱者または当社までお問い合わせください。

※再調達価額から「使用による消耗分」を差し引いて算出した金額をいいます。

(2) 1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が6兆2,000億円を超える場合、お支払いする保険金は右記の算式により計算した金額に削減されることがあります。(平成25年3月現在)

$$\text{〈算式〉} \quad \text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の額} \times \frac{6兆2,000億円}{\text{算出された保険金の総額}}$$

3 保険金をお支払いできない主な場合等

- (1) 次のものは保険の対象に含まれません。
- 店舗や事務所のみで使用されている建物
 - 営業用什器・備品や商品などの動産
 - 通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手、自動車
 - 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品で1個または1組の価額が30万円を超えるもの
 - 稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿 など
- (2) 建物・家財が地震等により損害を受けても、地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に発生した損害や、保険の対象の紛失・盗難による損害の場合には保険金をお支払いできません。
- (3) 建物・家財が地震等により損害を受けても、損害の程度が一部損に至らない損害の場合には保険金のお支払い対象とはなりません。

4 引受条件(保険金額等)

- (1) 地震保険の保険の対象は「居住用建物」または「家財」です。
※建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が発生しても、保険金のお支払い対象とはなりません。
- (2) 地震保険の保険金額は、建物・家財ごとに、セットでご契約いただくマイホームびたつとの保険金額の30%~50%の範囲で設定ください。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。*1*2*3
※1既に他の地震保険契約があり、追加でご契約いただく場合は、限度額から他の地震保険金額の合計を差し引いた残額が追加契約の限度額となります。*2マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとに限度額が適用されます。*3同一被保険者が所有する複数世帯が居住する共同住宅建物の場合は、世帯数に限度額を乗じた額をもって、建物の限度額とすることができます。
- (3) 保険料は、保険金額の他に建物の所在地・構造により決まります。
- (4) 地震保険には割引が適用できる場合があります。詳細はP18地震保険の割引制度をご覧ください。

5 契約方式(保険期間等)

- (1) セットでご契約いただくマイホームびたつとの保険期間が5年以下の場合、地震保険の保険期間および払込方法は、マイホームびたつと同じになります。
- (2) セットでご契約いただくマイホームびたつとの保険期間が5年を超える場合、地震保険の契約方式は、1年間または5年間ずつ自動継続する方式があり、セットでご契約いただくマイホームびたつとの保険期間とあわせてご契約いただけます。

〈保険期間が自動継続する方式のご注意〉●保険期間の満了日が属する月の前月10日までに継続しない旨のお申し出がない限り自動継続されます。●自動継続されるご契約の保険料は、始期日などの所定の期日までに払い込みください。所定の期日までに保険料の払い込みがない場合には、自動継続されるご契約の始期日以降に発生した事故に対しては、保険金をお支払いできない場合があります。●保険期間の途中で保険料率(保険料)が改定となった場合、改定日以降に自動継続されるご契約から保険料率(保険料)を変更させていただきますのでご了承ください。

警戒宣言発令後の地震保険の取扱い
大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された時は、そのときから「地震保険に関する法律」に定める一定期間、警戒宣言に関する地域(東海地震に係る地震防災対策強化地域)内に所在する保険の対象(居住用建物またはその収容家財)について、地震保険の新規契約または保険金額の増額契約はお引受けできませんのでご注意ください。
※物件・被保険者を同一とする、保険金額が同額以下の継続契約のみお引受けが可能となります。

地震保険の内容と、割引制度についてご説明します。

地震保険の割引制度

保険の対象となる建物が次のいずれかに該当する場合に、所定の確認資料をご提出いただきますと、地震保険料率に割引が適用されます。
(注)以下の4つの割引は、重複して適用することはできません。

建築年割引 割引率 10%	昭和56年(1981年)6月1日以降に新築された建物およびその収容家財に対して適用します。 確認資料: 以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます ●建物登記簿謄本、建物登記簿権利証、建築確認書、検査済証等の対象建物の新築年月または新築年が確認できる公的機関等が発行する書類* ●宅地建物取引業者が建物の売買、交換もしくは貸借の相手方等に対して交付する重要事項説明書(対象建物の新築年月または新築年が確認できるもの) ●対象建物に建築年割引が適用されていること、およびその建築年月または建築年が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書 ※公的機関等に対して届け出た書類で公的機関等の受領印もしくは処理印が確認できるものを含みます。
耐震等級割引 割引率 耐震等級3 30% 耐震等級2 20% 耐震等級1 10%	建築時等に登録住宅性能評価機関の評価を受けた住宅または長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた住宅で、耐震等級が1~3に該当する建物およびその収容家財に対して適用します。 確認資料: 以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます ●建設住宅性能評価書(ただし、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合に限り、設計住宅性能評価書) ●耐震性能評価書 ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類および②「技術的審査適合証」など耐震等級が確認できる書類* ●対象建物に耐震等級割引が適用されていること、およびその耐震等級が確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書 ※「認定通知書」など左記①のみご提出いただいた場合には、耐震等級割引(20%)が適用されます。
免震建築物割引 割引率 30%	建築時等に登録住宅性能評価機関の評価を受けた住宅または長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定を受けた住宅で、「免震建築物」に該当する建物およびその収容家財に対して適用します。 確認資料: 以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます ●建設住宅性能評価書(ただし、地震保険契約締結時に建設住宅性能評価書が登録住宅性能評価機関より交付されていない場合に限り、設計住宅性能評価書) ●①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類および②「技術的審査適合証」など免震建築物であることが確認できる書類 ●対象建物に免震建築物割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書
耐震診断割引 割引率 10%	地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法(昭和56年(1981年)6月1日施行)に基づく耐震基準を満たす建物およびその収容家財に対して適用します。 確認資料: 以下のいずれかの資料のコピーをご提出いただきます ●耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書などの耐震診断または耐震改修の結果により減税措置の適用を受けるための証明書 ●建物の所在地、耐震診断年月日および「平成18年国土交通省告示第185号に適合している」という文言が記載された書類* ●対象建物に耐震診断割引が適用されていることが確認できる保険証券、保険契約証、保険契約継続証または契約内容を変更した際に発行される承認書 ※指定確認検査機関、建築士、登録住宅性能評価機関、地方公共団体の長のいずれかが記名・押印した書類をいいます。

保険会社等の連絡・相談・苦情窓口について 当社へのご相談・苦情がある場合は 下記にご連絡ください。 カスタマーセンター 0120-721101 ※受付時間 [平日AM9:00~PM5:00] (土日祝日および年末年始を除きます) ※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。 ※おかけ間違いにご注意ください。	指定紛争解決機関について 当社との間で問題を解決できない場合は 当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。 一般社団法人 日本損害保険協会 そんぼADRセンター [ナビダイヤル] 0570-022808 ※受付時間[平日AM9:15~PM5:00(土日祝日および年末年始を除きます)] ※通話料はお客さまのご負担となります。 ※携帯電話からもご利用いただけます。 ※PHS・IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。 ※おかけ間違いにご注意ください。 ※詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 http://www.sonpo.or.jp/
---	---